**第2次相生市男女共同参画プラン（案）**

**平成25年1月**

**兵庫県相生市**

**【目　次】**

**第１章　計画の概要**

1　計画策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2

2　計画の位置付け・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3

3　計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4

4　計画策定の背景・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4

**第２章　基本的な考え方**

1　基本理念・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10

2　基本的な視点・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・11

3　計画の体系図・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12

**第３章　基本計画**

基本目標１　男女の人権を尊重する意識づくり・・・・・・・・・・・・・・　14

基本目標２　配偶者等からのあらゆる暴力の根絶・・・・・・・・・・・・・ 24

基本目標３　あらゆる場における男女共同参画の推進・・・・・・・・・ ・・ 25

基本目標４　すべての人が安心してすごせる社会づくり・・・・・・・・・・ 38

基本目標５　推進体制の整備・強化・・・・・・・・・・・・・・・・・ ・ ・46

**第４章　相生市配偶者等暴力（ＤＶ）対策基本計画**

1　計画策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 49

2　計画の位置付け・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 50

3　計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 50

4　ＤＶの定義・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 50

5　計画策定の背景・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 52

6　計画の内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 56

**第５章　数値目標**

数値目標の設定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 63

**第１章　計画の概要**

**1　計画策定の趣旨**

近年の少子高齢化の進行、家族形態の多様化、経済の長期的低迷、非正規労働者の増加など、社会経済情勢の急速な変化に対応し乗り越えていくためには、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる「男女共同参画社会」の実現が重要となっています。

この男女共同参画社会の実現を目指すために、平成11（1999）年に、「男女共同参画社会基本法」が制定、施行され、翌年には「男女共同参画基本計画」が策定されました。その後、平成17（2005）年には「第2次男女共同参画基本計画」が策定され、男女共同参画社会の実現に向けてさまざまな制度の進展や取り組みがなされてきました。

　本市においては、平成15（2003）年に「相生市男女共同参画プラン」を策定し、男女共同参画の視点からさまざまな施策を推進してきました。

また、平成24（2012）年度にこれまでの推進状況を検証するため、「男女共同参画に関する市民意識調査」（以下「アンケート調査」という。）を実施しました。「男は仕事、女は家事・育児」という考え方に同感しない男性が増加するなど、平成20（2008）年度の調査結果より市民の意識に若干の変化が認められるものの、依然として人々のなかに固定的な性別役割分担意識が根強く残っています。また、家庭、地域、職場などさまざまな場面における男女の不平等感は存在するなど、男女共同参画社会の実現に向けた課題はなお、多くあります。

　さらに、被害者の多くが女性であり人権侵害であるＤＶ（ドメスティック・バイオレンス）への新たな課題への対応も求められています。

　本計画は、こうした現状の変化や市民の意識・意見を踏まえ、今後10年間を見据えて、これまでの取り組みを継承し、新たな課題に対応するため、平成25（2013）年度から平成34（2022）年度までを期間とする「第2次相生市男女共同参画プラン」（以下「本計画」という。）を策定するものです。

　なお、被害が深刻化しやすいＤＶの問題については、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（以下「ＤＶ防止法」という。）に基づいて、本計画のなかに配偶者及び恋人など親しい関係にある（又はあった）者（以下「配偶者等」という。）からの暴力に関する市基本計画を包含することとします。

**2　計画の位置付け**

（１）　本市における男女共同参画の実現に向けた施策を、総合的かつ効果的に推進するため、男女共同参画社会基本法第14条第3項に基づく計画とします。

（２）　国の第3次男女共同参画基本計画、兵庫県の新ひょうご男女共同参画プラン21の動向を踏まえるとともに、第5次相生市総合計画を上位計画とした個別計画の一つとして位置付け、他の計画との整合性を図りながら推進します。

　　　　なお、第5次相生市総合計画では、第6節人権を尊重するまちづくりとして、人権啓発活動及び人権教育の推進のなかで、男女共同参画事業を明記しています。

（３）　本計画の施策体系の基本目標2「配偶者等からのあらゆる暴力の根絶」については、「ＤＶ防止法」第2条の3第3項に基づく市町村基本計画を含んでいます。

【第2次相生市男女共同参画プランの位置付け】

国

男女共同参画社会基本法　　　　　　第3次男女共同参画基本計画

　　(H11.6施行)　　　　　　　　　　　　　(H23～H27年度)

県

新ひょうご男女共同参画プラン21

　　(H23～H27年度)

)

男女共同参画社会づくり条例

　　(H14.4施行)

第5次相生市総合計画

(H23～H32年度)

市

第2次相生市男女共同参画プラン

・相生市配偶者等暴力(DV)対策基本計画(H25～H34年度)

・相生市次世代育成支援行動計画

・相生市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画

・障害者基本計画及び障害福祉計画

**3　計画の期間**

平成25（2013）年度から平成34（2022）年度までの10年間とします。

　ただし、社会情勢などの変化や国・県の動向に柔軟に対応するため、実施計画については、平成29年度の中間年において内容などの見直しを行います（平成25年度～平成29年度＝前期実施計画、平成30年度～平成34年度＝後期実施計画）。

**4　計画策定の背景**

**（１）国の動き**

わが国の男女共同参画への取り組みは、国連を中心とした世界の動きと併せて行われ、昭和50（1975）年の「国際婦人年」を契機とした各国の女性の地位向上を目指す動きと連動しながら、男女共同参画社会の形成に向け、法律の制定や計画の策定が進められてきました。

平成11（1999）年には、総合的かつ計画的に男女共同参画社会の実現を促進するため、 ｢男女共同参画社会基本法｣が制定・施行され、これに基づき平成12（2000）年に「男女共同参画基本計画」が策定されました。

その後、「男女雇用機会均等法」の改正、「ＤＶ防止法」の成立、改正など男女共同参画を推進するための枠組みの整備や仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）関連施策などの新たな取り組みなど、男女共同参画に関連するさまざまな取り組みが拡大されてきました。

また、平成17（2005）年には「第2次男女共同参画基本計画」が策定されました。その後、国の男女共同参画会議における計画の見直しがあり、平成 22（2010）年に「第3次男女共同参画基本計画」が策定され、男女共同参画に向けた社会全体の改革が改めて強調されることになりました。

国の近年の取り組み

●「第2次男女共同参画基本計画」において、女性のチャレンジ支援の推進、新たな分野への女性の参画の推進、仕事と家庭・地域生活の両立支援などを具体的に推進。

また、男女共同参画の理念や「社会的性別」（ジェンダー）の視点の定義について、誤解の解消に努めることとされた。

●「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」、「子ども・子育て支援策」、「人権施策」など、省庁横断的に関連施策を推進。

●女性差別撤廃委員会からの最終見解（平成21（2009）年）における指摘事項の点検（就労や働く場での女性の差別、政策・方針決定過程への女性の低調な参画など）。

　●内閣府「第3次男女共同参画基本計画」（平成22（2010）年12月）

　◆重点分野として取り上げられた事項

　　①　政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

　　②　男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し、意識の改革

　 ③　男性、子どもにとっての男女共同参画

　　④　雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保

　　⑤　男女の仕事と生活の調和

　　⑥　活力ある農山漁村の実現に向けた男女共同参画の推進

　 ⑦　貧困など生活上の困難に直面する男女への支援

　 ⑧　高齢者、障害者、外国人等が安心して暮らせる環境の整備

　　⑨　女性に対するあらゆる暴力の根絶

　　⑩　生涯を通じた女性の健康支援

　　⑪　男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実

　 ⑫　科学技術・学術分野における男女共同参画

　　⑬　メディアにおける男女共同参画の推進

　 ⑭　地域、防災・環境その他の分野における男女共同参画の推進

　　⑮　国際規範の尊重と国際社会の「平等・開発・平和」への貢献

**（２）県の動き**

兵庫県では、平成13（2001）年に「男女共同参画社会基本法」に基づく「兵庫県男女共同参画計画」（ひょうご男女共同参画プラン21）が策定され、平成14（2002）年に「男女共同参画社会づくり条例」が施行されました。

その後、平成18（2006）年に、「兵庫県男女共同参画計画」（ひょうご男女共同参画プラン21）の「後期実施計画」の策定と、「ＤＶ防止法」に基づく「兵庫県配偶者等からの暴力対策基本計画」（以下「兵庫県ＤＶ計画」という。）が策定されました。平成21（2009）年には、国の「ＤＶ防止法」が改正されたことをふまえ「兵庫県ＤＶ計画」が改正されました。

また、平成23（2011）年に、「新ひょうご男女共同参画プラン21」が策定され、5本の柱と12のアクションに基づき、施策の展開が図られています。

**（３）相生市の動き**

**①　相生市の取り組み**

本市では、保育ニーズが高まる社会の変化を受け、平成9（1997）年に「ファミリーサポートセンター」を県下で最も早く創設し、男女が仕事と育児を両立できる環境づくりに取り組んできました。平成24年3月末現在では、会員数646名で、地域の子育ての相互援助活動として保育サービスの拡充を行っています。

また、平成23（2011）年に「子育て応援都市宣言」を行い、子育てしやすいまちとして、教育、保育、福祉医療、定住などの子育て支援施策の展開を図っています。

女性施策の推進については、女性団体の自立支援として取り組んでいましたが、平成11（1999）年の「男女共同参画社会基本法」の制定を契機に、女性団体の役員で構成する市民グループ「あいおい女性団体ネットワーク櫂」が発足したことが本格的な行政支援施策となりました。平成12（2000）年に、いきいき女性推進事業として「いきいき女性フォーラム」を市民グループと協働で開催するなど、啓発活動を中心とした取り組みを進めてきました。

平成13（2001）年には「男女共同参画基本計画」の策定に向け、学識経験者や公募市民から構成する「相生市男女共同参画プラン策定委員会」を設置し、先進的な取り組みや、相生市の現状などを協議しました。その後、平成15（2003）年に、『あらゆる分野へ、男女がいっしょに参画し、お互いを尊重しながらいきいきとしたまちづくり』を基本理念とした「相生市男女共同参画プラン」を策定しました。

また、計画のスタートと同時に、男女共同参画を推進する活動拠点として「相生市男女共同参画センター」を設置し、フォーラム、セミナーなどの啓発活動や交流を通じた情報提供を行っています。

現在は、「あいおい男女共同参画ねっと櫂」として再編した市民グループと協働で、市民への啓発活動の企画・実施や情報紙の発行などを行っています。

また、相談窓口の充実として、女性のための相談室を定期開設し、相談業務を行っています。

**②相生市を取り巻く社会状況**

* **人口の推移**

本市の人口は減少傾向にあり、平成24年には31,289人と平成20年から1,295人減少しています。

**【図表１】　人口の推移**

（人）

**31,289**

**31,573**

**31,906**

**32,297**

**32,584**

資料：相生市「住民基本台帳」（各年3月3１日）

* **世帯数と1世帯当たり人員の推移**

世帯数は微増傾向にあり、１世帯当たり人員は、平成24年には2.36人となっています。世帯に占める人員の規模が年々縮小しています。

**【図表２】　世帯数と１世帯当たり人員の推移**

（人）

（世帯）

　　　　　　　　　　　　　　　　　資料：相生市「住民基本台帳」（各年3月3１日）

**●　合計特殊出生率の推移**

　合計特殊出生率は全国・兵庫県・相生市ともに平成17年まで減少していましたが、平成22年では増加に転じ、相生市は1.52％で全国や兵庫県より高くなっています。

**【図表３】　合計特殊出生率の推移**

（％）

資料：国勢調査

* **年齢別人口比率の推移**

　年齢別人口比率をみると、年少人口（0～14歳）と生産年齢人口（15～64歳）は、年々減少し、老齢人口（65歳以上）は増加しており、少子高齢化が進んでいます。

**【図表４】　年齢別人口比率の推移**

平成20年

平成21年

平成22年

平成23年

平成24年

資料：相生市「住民基本台帳」（各年3月3１日）

● **就業の状況**

女性の労働力率①は、25～29歳 (71.2％)と45～49歳 (77.9％)を左右のピークとし、35～39歳を底とするM字型カーブを描いています。子育て期と考えられる30歳代前半で下がっていることから、育児期間中の労働力が減少していることがうかがえます。兵庫県と比較すると、25～29歳が約6ポイント低く、45～49歳が約5ポイント高くなっています。

**【図表５】　女性の年齢別労働力率**

（％）

資料：「国勢調査」（平成22年）

①　15歳以上の人口に対する労働力人口の比率。労働力人口とは15歳以上の就業者数と完全失業者数を合わせたもの。完全失業者とは収入になる仕事をしなかった人のうち、仕事に就くことが可能であって、かつ公共職業安定所に申し込むなどして積極的に仕事を探していた人。

**第２章　基本的な考え方**

**１　基本理念**

**一人ひとりが　自分らしく輝き**

**男女が共に参画できる　あいのまち**

　男女共同参画社会の実現には、男女が互いにその人権を尊重し、責任も分かち合い、性別にかかわらず自らの個性と能力を発揮することが大切です。

　家庭、学校、地域、職場などあらゆる場に、男女が対等な立場で参画し、女性にとっても男性にとっても暮らしやすい活力に満ちたまち「相生市」を目指します。

**２　基本的な視点**

基本理念を踏まえて、次の6つの視点をもって本計画を策定します。

**①　男女の人権の尊重**

　　　すべての人がひとりの人間として尊重され、自信を持って生きていけるようにあらゆる差別や暴力が根絶され、男女の人権が確立された社会を目指します。

**②　女性のエンパワーメントと社会参画の拡大**

　　女性自身がより能力を発揮し、政策・方針決定や意思決定の場に参画し、責任を担える社会を目指します。

**③　男性にとっての男女共同参画の推進**

　男性自身が固定的な意識にとらわれず、仕事と生活の調和を図ることや、地域などへの円滑な参画を行えるよう、また、高齢男性の日常生活の自立を促すなど、男性にとっても暮らしやすい社会を目指します。

**④　社会のあらゆる場での男女共同参画の推進**

　家庭、学校、地域、職場など、社会のあらゆる場において男女共同参画を推進し、仕事と生活の調和や地域活動に参加できる社会を目指します。

**⑤　高齢者、障害者、外国人などが安心して暮らせる社会づくりの推進**

　高齢者、障害者、外国人などであることに加え、女性であることで複合的に困難な状況におかれている人々が、地域の一員として共に社会に参画し、支え合うことができる社会の形成を進めます。

**⑥　市民などの参画と協働によるまちづくりの推進**

　男女共同参画推進のために、相生市自治基本条例に基づき、行政、市民、事業所、NPOなどあらゆる主体が、多様な分野へ参画し、協働のまちづくりを進めます。

**３　計画の体系図**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 基本目標 | 基本課題 | 施策の方向 | 頁 |
| １ 男女の人権を尊重する意識づくり | (１) 社会における男女共同参画の意識啓発の推進 | ① 男女共同参画に向けた広報・啓発活動の推進 | 16 |
| ② 社会制度・慣行の見直しの実施 | 16 |
| ③ 男性に対する意識啓発の推進 | 16 |
| ④ 男女共同参画センター機能の充実 | 17 |
| (２) 学校教育における男女共同参画の推進 | ① 男女共同参画の視点に立った学校教育の推進 | 19 |
| ② 男女共同参画の視点に立った学校運営の推進 | 19 |
| (３) 生涯学習における男女共同参画の推進 | ① 家庭における男女共同参画に関する学習の推進 | 21 |
| ② 地域における男女共同参画に関する学習の推進 | 21 |
| (４) メディアにおける人権の尊重 | ① 刊行物などにおける男女の人権尊重の推進 | 23 |
| ② さまざまな情報を読み解く力の育成 | 23 |
| ２配偶者等からのあらゆる暴力の根絶 | (１) ＤＶ防止に向けた教育・啓発の推進 | ① 家庭や地域への啓発の推進 | 57 |
| ② 学校などにおける教育・啓発の推進 | 57 |
| (２) 相談体制の整備 | ① 相談窓口の整備 | 59 |
| ② 被害者の情報管理の徹底 | 59 |
| (３) 自立に向けての支援の充実 | ① 生活の安定に向けた支援 | 60 |
| ② 経済的自立に向けた支援 | 61 |
| ③ 心理的ケアの充実 | 61 |
| (４) 関係機関との連携強化 | ① 関係機関・関係各課との連携強化 | 62 |
| ② 被害者の安全確保の徹底 | 62 |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 基本目標 | 基本課題 | 施策の方向 | 頁 |
| ３あらゆる場における男女共同参画の推進 | (１) 政策・方針決定過程への女性参画の拡大 | ① 行政運営への女性の参画促進 | 26 |
| ② 事業所、各種団体における女性の参画促進 | 26 |
| (２) 働く場における男女共同参画の推進 | ① 男女の均等な雇用の機会と待遇の確保 | 28 |
| ② 多様な働き方ができる就労形態の整備 | 28 |
| ③ 女性の起業、家族従業者などに対する支援 | 28 |
| (３) 男女の仕事と家事・育児・介護との両立支援 | ① 家庭生活における男女共同参画の推進 | 31 |
| ② 子育て支援の充実 | 31 |
| ③ 介護支援の充実 | 32 |
| (４) 地域活動などにおける男女共同参画の推進 | ① 地域活動における男女共同参画の推進 | 35 |
| ② 社会活動における男女共同参画の推進 | 35 |
| ③ 国際理解教育・交流の推進 | 35 |
| (５) 防災・防犯における男女共同参画の促進 | ① 防災における女性の参画促進 | 37 |
| ② 防犯における取り組みの充実 | 37 |
| ４すべての人が安心してすごせる社会づくり | (１) 高齢者の地域自立支援 | ① 高齢者の自立に向けた支援 | 40 |
| ② 介護支援体制の充実 | 40 |
| (２) 社会的な支援を必要とする男女への自立支援の推進 | ① 低所得者の生活安定と自立支援の促進 | 42 |
| ② ひとり親家庭に対する支援 | 42 |
| ③ 障害児(者)やその家族への支援 | 43 |
| ④ 児童、高齢者、障害者に対する虐待防止対策の推進　 | 43 |
| (３) 生涯にわたる心と体の健康づくり | ① 生涯にわたる健康の保持増進 | 45 |
| ② 母子保健医療の充実 | 45 |
| ③ 心の健康づくりの支援 | 45 |
| ５推進体制の整備・強化 | (１) 施策の推進体制・進行管理の充実 | ① 施策の推進体制・進行管理の充実 | 47 |
| (２) 庁内の男女共同参画の推進 | ① 庁内の男女共同参画の推進 | 48 |

**第３章　基本計画**

基本目標１　男女の人権を尊重する意識づくり

基本課題（１）社会における男女共同参画の意識啓発の推進

＜現状と課題＞

　男女共同参画社会を実現するためには、性別による差別を受けることなく、女性も男性も一人ひとりが互いにその人権を尊重し、責任についても分かち合いながら、多様な生き方を認め合わなければなりません。

　本市では、これまで「相生市男女共同参画プラン」に基づいて、あらゆる場への男女平等意識の浸透を目指し、男女平等に向けた意識づくりについて啓発活動を中心に施策を展開してきました。

　しかしながら、本市が実施したアンケート調査の結果では、家庭、地域、職場などあらゆる場で女性の地位の不平等感が存在することが明らかになっています。

特に、社会制度や慣行は、それぞれの目的や経緯を持って形成されてきたものですが、結果的に男女に中立に機能しない場合もあり、男女が主体的に生きるための多様な選択や、能力を発揮するうえで妨げになることから、見直しを進めていく必要があります。

　今後は、性別による固定観念や役割にとらわれず、男女それぞれが社会的責任を分かち合いながら、活力ある社会をつくっていけるように、男女共同参画の視点に立った認識と理解を深めていくことが大切です。

また、これまで男女共同参画は、女性のためだけの施策と思われがちでした。しかし、男性にとっても男性自身が固定的な意識にとらわれず、長時間労働の抑制など働き方の見直しや子育てや介護、地域活動への参画などを男性の視点から捉えていくことにより、男性にとっても暮らしやすい社会となります。そのため、男性に対する意識啓発を積極的に行い、意義を広く浸透させていくことが重要となります。

また、すべての人がその人らしく生きるため、性的マイノリティへの理解も深めなければなりません。

なお、男女共同参画の推進には、市民の参加・参画の拡大が不可欠であり、男女共同参画センターの果たす役割は重要です。学習活動、男女共同参画に取り組むグループの交流支援、相談事業など男女共同参画社会に向けた活動拠点として、センターの周知と機能の充実に努める必要があります。

**【図表６】　男女の地位についてどちらが優遇されているか。**

① 家庭生活

② 地域活動

③ 社会通念・しきたりなど

④ 学校教育

⑤ 就職・雇用

⑥ 職場（賃金・昇進）

⑦ 政治・経済

⑧ 法律・制度

 資料：相生市：相生市「男女共同参画に関する市民意識調査」（平成24年度）

 　全国：内閣府「男女共同参画社会に関する世論調査」（平成24年10月）

＜施策の方向＞

　男女共同参画社会とは、全ての人々が性別にとらわれず家庭、地域、職場などあらゆる場で自分の持つ能力を発揮し、対等な立場で活躍できる社会を意味しています。その実現に向けて、男女平等の意識を育むための広報や啓発活動を推進していきます。

また、家庭、地域、職場などでこれまで当然と考えられてきた社会制度や慣行による固定的な性別役割分担意識における男女格差を見直していくとともに、男性に対する意識啓発を推進します。

①　男女共同参画に向けた広報・啓発活動の推進

②　社会制度・慣行の見直しの実施

③　男性に対する意識啓発の推進

④　男女共同参画センター機能の充実

＜施策の方向＞①　男女共同参画に向けた広報・啓発活動の推進

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| ＮＯ | 具体的施策 | 内　容 | 担当課 |
| 1111 | 啓発・情報提供の推進 | 広報あいおい、相生市ホームページなどの広報媒体を活用し、男女共同参画の理解を深めるための広報・啓発を行います。 | まちづくり推進室 |
| 1112 | 男女共同参画に関する啓発資料の発行・配布 | 男女共同参画に関する施策の情報提供や法令、制度などの周知を行うため情報紙を発行します。 | まちづくり推進室 |
| 1113 | 男女共同参画意識の啓発 | 男女共同参画社会の実現に向け、市民の意識を高めるための啓発活動を行います。 | まちづくり推進室 |
| 1114 | 男女共同参画週間の周知（6/23～6/29の間） | 男女共同参画週間に合わせて、啓発ポスターの掲示や市広報紙への掲載など市民に広く啓発します。 | まちづくり推進室 |

＜施策の方向＞②　社会制度・慣行の見直しの実施

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| ＮＯ | 具体的施策 | 内　容 | 担当課 |
| 1121 | 男女共同参画セミナーの実施 | 固定的な社会制度・慣行の見直しに向けた意識づくりを行い、学習の機会を提供します。 | まちづくり推進室 |
| 1122 | 地域における学習機会の推進 | 地域社会における学習機会を積極的に推進し、支援します。 | 人権教育推進室 |

＜施策の方向＞③　男性に対する意識啓発の推進

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| ＮＯ | 具体的施策 | 内　容 | 担当課 |
| 1131 | 男性への意識啓発の推進 | 家事・育児・介護などについて、男女が共に担うという意識を高めるため、学習機会や情報提供を行います。 | まちづくり推進室生涯学習課子育て支援室健康介護課 |
| 1132 | 男女共同参画を実践している事例などの積極的な情報提供 | 男性の育児参加や多様な働き方などを実践している事例などを紹介し、意識の向上を図ります。 | まちづくり推進室子育て支援室産業振興課総務課 |

＜施策の方向＞④　男女共同参画センター機能の充実

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| ＮＯ | 具体的施策 | 内　容 | 担当課 |
| 1141 | 男女共同参画センターの周知・機能の充実 | 男女共同参画を推進する拠点施設として、市民への周知や交流・情報提供などの機能の充実を図ります。 | まちづくり推進室 |
| 1142 | 市民グループを中心とした啓発事業の企画・実施 | 男女共同参画センターを拠点として活動する市民グループの啓発事業を促進します。 | まちづくり推進室 |
| 1143 | 女性問題相談員の設置 | 相談員を配置し、女性問題についての相談体制の充実を図ります。 | まちづくり推進室 |
| 1144 | 図書・資料などの充実 | 男女共同参画に関する調査研究を進め、図書やＤＶＤ、行政資料などの情報の収集、提供の充実を図ります。 | まちづくり推進室 |

　基本課題（２）学校教育における男女共同参画の推進

＜現状と課題＞

　人権の尊重、男女平等意識の形成には、特に幼少期からの環境や教育による影響が大きく、また、教育活動においては、一人ひとりの児童生徒の人権を尊重し、男女の差別意識や性別役割分担意識を抱かせない男女平等教育の推進を図る必要があります。

　本市が実施したアンケート調査では、74.8％が学校教育の場では男女は平等であると回答し、学校教育全体で見ると男女平等の教育が進められているという結果となっています。

　しかしながら、性別による固定的な役割分担意識がある社会で生活しているなかでは、学校においても知らず知らずのうちに、子どもたちに性別による指導の仕方に差をつけたり、かかわり方を区別したりしてしまう恐れがあります。子どもたちが多くの時間を過ごす学校生活において、無意識のうちに男性優位の考え方をすり込まないような取り組みや、個性を尊重し、その能力を伸ばしていくことができる教育を推進することが大切です。

また、男女が協力して、家庭生活や社会生活を築いていくことへの大切さを教える教育も必要となります。

男女共同参画の視点に立った教育を推進するためには、教職員をはじめ家庭における男女平等教育を担う保護者についても、男女平等教育の認識が重要となります。

＜施策の方向＞

次代を担う子どもたちが、思いやりと自立の意識をもち、その個性と能力を発揮できるよう、子どもの頃から人権の尊重や男女共同参画への理解を促進し、将来を見据えた自己形成ができるよう男女平等の教育の実施と教職員に対しての意識啓発や学校運営の改善を進める取り組みを行います。

①　男女共同参画の視点に立った学校教育の推進

②　男女共同参画の視点に立った学校運営の推進

＜施策の方向＞①　男女共同参画の視点に立った学校教育の推進

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| ＮＯ | 具体的施策 | 内　容 | 担当課 |
| 1211 | 児童・生徒向け啓発・授業の実施 | 児童・生徒向けに男女共同参画に関する啓発・授業を実施します。 | 学校教育課人権教育推進室 |
| 1212 | 多様な選択を可能にする進路・就職指導の推進 | 性別にとらわれず主体的に進路選択ができるよう進路指導の適正を図ります。 | 学校教育課 |
| 1213 | 思春期などにおける保健学習の実施 | 思春期の生徒を対象に保健授業を充実し、人権を大切にする性教育の推進を図ります。 | 学校教育課 |

＜施策の方向＞②　男女共同参画の視点に立った学校運営の推進

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| ＮＯ | 具体的施策 | 内　容 | 担当課 |
| 1221 | 男女混合名簿の実施 | 性別によらない混合名簿の導入を進めます。 | 学校教育課 |
| 1222 | 学校運営における管理職への女性の登用促進　（3113再掲） | 学校現場での男女共同参画意識の向上を図り、管理職への登用を促進します。 | 学校教育課 |
| 1223 | 教職員の男女共同参画に関する研修の実施 | 男女共同参画意識を高めるため、教職員への研修・啓発の充実を図ります。 | 学校教育課 |
| 1224 | 保護者の男女共同参画に関する研修の実施 | 保護者の男女共同参画についての理解が重要であることから、参観日、PTA研修会などの機会を活用し、研修・啓発などを行います。 | 学校教育課 |
| 1225 | 教育環境の見直し | 性別によらないひとり一人の個性や能力を伸ばす校内環境を創ります。 | 学校教育課 |

基本課題（３）生涯学習における男女共同参画の推進

＜現状と課題＞

　家庭生活や地域での教育は、男女の意識形成に大きな影響を及ぼします。現在においても、社会通念や慣習といった形で「男は仕事・女は家事・育児」、「男だから・女だから」という考え方が依然として残っています。

こうした大人の考え方が子どもの意識形成に大きく影響するため、家庭や地域などの生涯学習の場においても、男女共同参画の視点に立った取り組みが大切となります。

特に、子どもの人格形成にとって、乳幼児期からの育児環境の影響は大きく、家庭におけるしつけや教育の果たす役割は重要となります。

本市が実施したアンケート調査の結果では、家庭生活において男性優遇と感じている割合が42.9％であり、特に女性のほうが男性よりも高い割合となっています。生活の基本である家庭において、夫婦や子どもが協力し合い、家族としての責任と社会参画することの必要性を浸透させていくことが必要です。

また、あらゆる世代の人々が、自ら希望するライフスタイルを主体的に選択できる社会にするためにも男女共同参画の視点に立ち、社会制度や慣行の見直しの促進を図るとともに、男性の地域参加や女性の地位向上のための意識づくりなどについての理解を広く地域に求めることも必要となります。社会のさまざまな分野に参画することができるよう、学習の機会が生涯にわたって確保され、自己実現を可能とする生涯学習の充実を目指します。

＜施策の方向＞

　乳幼児期の教育を担う家庭において、男女がお互いの人格を尊重し、相手の立場を理解し助け合える人間形成が図られるよう家庭教育に関する学習機会を提供します。

特に女性が男性と均等に、社会のあらゆる分野での活動に参画するためには、ライフステージに応じた学習機会を充実させることが必要です。

①　家庭における男女共同参画に関する学習の推進

②　地域における男女共同参画に関する学習の推進

＜施策の方向＞①　家庭における男女共同参画に関する学習の推進

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| ＮＯ | 具体的施策 | 内　容 | 担当課 |
| 1311 | 性別役割分担の解消に向けた家庭づくりのための学習機会の充実 | 男女が共同して家庭生活を営めるよう、家事・育児・介護などについての学習の機会を提供します。 | まちづくり推進室子育て支援室健康介護課 |

＜施策の方向＞②　地域における男女共同参画に関する学習の推進

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| ＮＯ | 具体的施策 | 内　容 | 担当課 |
| 1321 | 男女共同参画の視点に立った学習機会の充実 | 地域で開催する学習活動において、男女共同参画の視点に立った意識づくりや意識改革を行います。 | 生涯学習課人権教育推進室 |
| 1322 | 地域施設の活用と充実 | 地域の施設である公民館や自治会館などを活用し、積極的な地域交流ができるように情報を提供します。 | まちづくり推進室 |
| 1323 | 男女共同参画に関する自主活動グループへの支援 | 男女共同参画を推進する活動グループへの情報提供や活動場所の提供を行います。 | まちづくり推進室 |

　基本課題（４）メディアにおける人権の尊重

＜現状と課題＞

　情報化社会が急速に進展しており、新聞、雑誌、テレビなどに加えインターネットの普及により、メディアから発信される情報は、若者から高齢者まで簡単に情報が入手できるようになりました。しかし、情報のなかには、性別役割分担など固定観念にとらわれた表現や、女性の性的側面のみを強調したもの、配偶者・パートナーなどに対する暴力を無批判に取り扱うなど、女性の人権に対する配慮を欠いた情報も少なくありません。また、インターネットなどを利用した新たなサービスが次々と生まれ、女性や子どもの人権を侵害するような違法、有害な情報の流通が社会問題となっています。

メディアからの情報は、安易に受け入れているうちに、いつの間にか社会通念として当たり前のことと感じられるようになり、その意識は男女平等に対する危険性をはらんでいます。

内閣府の平成24年「男女共同参画社会に関する世論調査」のメディアにおける性・暴力表現に対する意識調査の結果では、メディアにおける性・暴力表現に問題があると回答した割合が73.8％であり、メディアが社会に及ぼす影響が大きいと考えている人が多い結果となっています。

表現の自由については尊重しなければなりませんが、市民一人ひとりが情報を発信する側への男女平等の視点を求め、また、情報を受け取る際には、それを読み解く力（メディア・リテラシー）を持つことが大切となります。

**【図表７】　メディアにおける性・暴力表現に問題があるか**

そう思わない（小計）**20.7**

そう思う（小計）**73.8**

どちらかと言えば

そう思わない

そう思わない

わからない

そう思う

どちらかといえばそう思う

資料：内閣府「男女共同参画社会に関する世論調査」（平成24年10月）

（％）

＜施策の方向＞

メディアが市民の意識形成に与える影響は極めて大きいことを踏まえ、市の刊行物などにおいて、性別役割分担を固定化する表現の解消など男女共同参画の視点に立った表現を徹底します。また、メディアの多様化に対応するため、それを読み解く力（メディア・リテラシー）を身につけられるよう支援していきます。

　①　刊行物などにおける男女の人権尊重の推進

　②　さまざまな情報を読み解く力の育成

＜施策の方向＞①　刊行物などにおける男女の人権尊重の推進

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| ＮＯ | 具体的施策 | 内　容 | 担当課 |
| 1411 | 適正な用語や表現に関するガイドラインの作成と周知・啓発 | 市が発行する広報・資料・印刷物などについて、市民への影響に配慮し、男女共同参画の視点に立った適正な用語や表現の使用に向けた共通認識のためのガイドラインを作成し、職員に広く周知、啓発します。 | まちづくり推進室人権教育推進室総務課 |

＜施策の方向＞②　さまざまな情報を読み解く力の育成

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| ＮＯ | 具体的施策 | 内　容 | 担当課 |
| 1421 | 子どもの頃からの男女共同参画の理解の促進 | 男女共同参画に関する充実した図書選定を推進し、情報を読み解く読書力の向上を図ります。 | 学校教育課生涯学習課 |
| 1422 | 情報モラルの向上に向けた教育の実施 | インターネットなどでの人権侵害などに対処するため、情報モラルの向上を図ります。 | 学校教育課 |
| 1423 | メディアからの情報を読み解く能力（メディア・リテラシー）向上のための学習機会の提供 | さまざまな情報のなかから、男女共同参画の視点で、主体的に読み解く力を育成するための講座・セミナーなどを実施します。 | まちづくり推進室 |

基本目標２　配偶者等からのあらゆる暴力の根絶

配偶者等からの暴力（ＤＶ）は、犯罪を含む重大な人権侵害であり、個人の尊厳を著しく傷つけるもので、決して許されるものではありません。

ＤＶの被害者の多くは女性であり、国、県においても女性に対するあらゆる暴力の根絶に向け、さまざまな施策に取り組むこととしていることから、特にＤＶ対策については本市においても「相生市配偶者等暴力（ＤＶ）対策基本計画」を策定し、ＤＶ対策に取り組みます。（※49ページに掲載）

基本目標３　あらゆる場における男女共同参画の推進

基本課題（１）政策・方針決定過程への女性参画の拡大

＜現状と課題＞

　男女共同参画社会の実現のためには、あらゆる意思決定過程に、男女が平等な立場で参画することが重要です。女性は人口の半分、労働力人口の４割余りを占め、政治、経済、社会など多くの分野の活動を担っています。しかしながら、これらの分野における政策・方針決定過程への女性の参画は極めて低調であり大きな課題となっています。

　本市においても、審議会などへの女性委員の登用について、平成15年策定のプランでは「できるだけ早い時期に、女性委員の30％登用」の目標値を設定し取り組んできました。しかし、平成23年度の女性委員の登用率は23％で、目標値を下回っている状況となっています。そのため、審議会などに対しては、女性委員の割合の数値目標を設定し、積極的な働きかけを行うことや、女性委員のいない審議会の解消を図るなど、市政に多くの女性の視点が反映できるよう、参画拡大のための取り組みが重要な課題となっています。

　また、市役所内における女性職員の能力活用、職域の拡大、女性の採用状況も積極的に図り、事業所、各種団体における方針決定の場への女性の参画についても、あらゆる機会を捉えて啓発するよう努めていく必要があります。

　一方、女性の参画を促進していくためには、女性自身も積極的に課題解決に取り組む意欲を持ち、自己の潜在的能力を引き出し意思決定の場に発言していくことや、さまざまな場面で自己決定できる力を身につけていくこと（エンパワーメント）が必要となります。

＜施策の方向＞

　審議会などの政策・方針決定過程への積極的な女性委員の登用や事業所、各種団体への女性の参画拡大を目指す取り組みを行います。特に女性の参画が少ない分野の人材育成についても積極的に支援します。

①　行政運営への女性の参画促進

②　事業所、各種団体における女性の参画促進

＜施策の方向＞①　行政運営への女性の参画促進

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| ＮＯ | 具体的施策 | 内　容 | 担当課 |
| 3111 | 審議会などへの女性委員の積極的な登用（5213再掲） | 審議会などで女性の意見が反映されるよう女性委員の積極的な登用を推進するとともに、女性委員がいない審議会などの解消に努めます。また、委員の選出規定、選出区分及び選出方法など積極的な登用が図れるよう検討します。 | 関係各課 |
| 3112 | 庁内における女性職員の管理職登用などの拡大　（5214再掲） | 市政にかかわる政策・方針決定過程において、女性の意見が反映されるよう女性管理職の登用、性別にこだわらない人員配置及び採用を行います。 | 総務課 |
| 3113 | 学校運営における管理職への女性の登用促進　（1222再掲） | 学校現場での男女共同参画意識の向上を図り、管理職への登用を促進します。 | 学校教育課 |

＜施策の方向＞②　事業所、各種団体における女性の参画促進

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| ＮＯ | 具体的施策 | 内　容 | 担当課 |
| 3121 | 事業所における方針決定の場への女性の参画促進 | 関係機関と連携を図りながら、事業所に対し、経営などの方針決定の場へ女性の参画を働きかけます。 | 産業振興課まちづくり推進室 |
| 3122 | 各種団体における方針決定の場への女性の参画促進 | 自治会、ＰＴＡ、市民団体、ボランティア団体、ＮＰＯなどに対し、それぞれの団体の運営に関する方針決定の場への女性の参画を働きかけます。 | まちづくり推進室生涯学習課社会福祉課 |

基本課題（２）働く場における男女共同参画の推進

＜現状と課題＞

　働くことは経済的自立の基盤であり、自己実現にもつながります。働きたい人が性別にかかわりなくさまざまな働き方を選び、その能力を十分に発揮できる社会づくりは、活力ある社会を構築するうえで極めて重要です。そのためには、従来の男性を中心とした就業条件や環境を見直し、女性と男性が対等に働くことができる労働環境や条件整備が必要となります。

近年、ライフスタイルの変化や価値観が多様化するなかで、働き方や子育て支援などの社会的基盤である「男女雇用機会均等法」、「育児・介護休業法」の改正などの法制度は整備されてきました。しかし、本市が実施したアンケート調査の結果では、職場での男女の地位について、69.8％が男性のほうが優遇されていると回答しています。このことは、雇用形態、賃金格差、昇進などの待遇面などにおいて、依然として男女格差があり、均等な雇用の機会や待遇が図られていない実情がうかがえます。

　また、パートタイム労働などの非正規雇用は、多様な就業ニーズに応えることで女性の能力発揮を促進するという積極的な意義があります。一方で、男性に比べて女性の非正規雇用の割合が高い（女性50.0％、男性13.1％）現状は、女性が貧困に陥りやすい背景の一つとなっているほか、正規雇用と非正規雇用の間の格差は、男女間の格差の一因になっているという問題もあります。このようなことから、継続した女性の就業機会の支援や職場環境の改善などの取り組み、また、育児休業取得後の職場への復帰や退職後の再就職ができる環境整備など、女性の就職に関する支援を行うことも必要となります。

男女がライフスタイルに応じた多様な働き方の選択や働き続けることができるように、雇用の場における男女の均等な機会と待遇の確保が求められます。

**【図表８】　就業者の就労形態**

資料：相生市「男女共同参画に関する市民意識調査」（平成24年度）

＜施策の方向＞

男女とも働き続けることができる職場づくりに向けて、事業所などへ関連法制度の周知・啓発を図るとともに、多様な働き方に向けての情報提供や法制度の周知・啓発に努めます。また、女性の起業への情報提供や家族従事者などに対する支援を行います。

①　男女の均等な雇用の機会と待遇の確保

②　多様な働き方ができる就労形態の整備

　③　女性の起業、家族従事者などに対する支援

＜施策の方向＞①　男女の均等な雇用の機会と待遇の確保

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| ＮＯ | 具体的施策 | 内　容 | 担当課 |
| 3211 | 各種情報提供、法制度の周知 | 男女平等の視点に立った雇用環境の整備を図るため、男女雇用機会均等法やパートタイム労働法などについて、事業所などへの情報提供に努めます。 | 産業振興課 |
| 3212 | セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント防止に向けての啓発 | 働く場におけるセクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント防止に向けた啓発を進めます。 | 産業振興課総務課 |
| 3213 | 就業・労働相談の充実 | 関係機関と連携を図り、就業・労働相談の充実を図ります。 | 産業振興課まちづくり推進室 |

＜施策の方向＞②　多様な働き方ができる就労形態の整備

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| ＮＯ | 具体的施策 | 内　容 | 担当課 |
| 3221 | 事業所などへの各種情報提供 | 事業所などへ仕事と生活の調和、育児休業及び介護休業など、多様で柔軟な働き方に関する情報提供に努めます。 | 産業振興課総務課 |
| 3222 | 多様な働き方の率先した取り組み | 市が、仕事と生活の調和を実施する事業所のモデルとなるよう取り組んでいきます。 | 総務課 |
| 3223 | 職場復帰や再就職に向けた支援の充実 | 育児休業取得後の職場への復帰や退職後の再就職を支援するため、女性の就職に関する講座や研修会などを関係機関と連携し実施します。 | まちづくり推進室子育て支援室 |

＜施策の方向＞③　女性の起業、家族従事者などに対する支援

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| ＮＯ | 具体的施策 | 内　容 | 担当課 |
| 3231 | 女性の起業への情報提供の支援 | 起業する女性に対する側面的支援を行います。 | 産業振興課 |
| 3232 | 農林水産業や自営業などに従事する女性への支援 | 農林水産業や自営業などに携わる女性の経営など基盤を促す家族経営協定の普及・啓発を行います。 | 産業振興課 |

基本課題（３）男女の仕事と家事・育児・介護との両立支援

＜現状と課題＞

　かつては、「男は仕事、女は家事・育児」として、家庭や地域での役割を担うのが一般的であり、夫婦間の役割分担意識が根強く潜在していました。しかし、働く女性の割合は年々高まり、厚生労働省によると平成23（2011）年に全雇用者数の42.7％を占め、過去最高となっています。

本市が実施したアンケート調査の結果では、この固定的な役割分担の考え方に同感する割合は49.8％で、前回調査より約5ポイント減少し、特に男性の意識が改善されている割合が高くなっています。

**【図表９】 「男は仕事、女は家事・育児」という考え方に、同感するか。**

前回調査

今回調査

全国調査

女性(N=918)

男性(N=736)

女性(N=310)

男性(N=133)

女性(N=1601)

男性(N=1432)

資料：今回調査：相生市「男女共同参画に関する市民意識調査」（平成24年度）

前回調査：相生市「男女共同参画に関する市民意識調査」（平成20年度）

全国調査：内閣府「男女共同参画社会に関する市民意識調査」（平成24年10月）

現在の人口減少社会においては、女性や高齢者の就業参加が不可欠であると考えられますが、女性の就業結果では非正規雇用での働き方が多く、家事・育児・介護を担いながらという働き方や生き方の選択肢が限られる現状があります。

また、育児・介護休業の取得については、育児休業は男女ともに「妻が取るほうがよい」の回答が多いのに対し、介護休業は「夫も妻も同程度に取るほうがよい」の回答が多くなっています。子育ては妻が主にするものという意識が女性自身にも根強く、家庭を重視した生活基盤のうえで就業可能な範囲で働くという就業意識が見えてきます。

**【図表10】共に勤めのある夫婦の場合、どちらが育児休業を取得するか。**

今回調査

前回調査

女性(N=918)

女性(N=310)

今回調査

前回調査

男性(N=736)

男性(N=133)

今回調査

前回調査

**【図表11】共に勤めのある夫婦の場合、どちらが介護休業を取得するか**

今回調査

前回調査

今回調査

前回調査

今回調査

前回調査

女性(N=918)

女性(N=310)

男性(N=736)

男性(N=133)

資料：今回調査：相生市「男女共同参画に関する市民意識調査」（平成24年度）

前回調査：相生市「男女共同参画に関する市民意識調査」（平成20年度）

少子高齢化が進み、多様な家族形態の増加などの社会情勢の変化のなかで、長時間労働など従来の働き方を見直し、仕事と家事・育児・介護との両立支援を実現することは、M字カーブ問題の解消や政策・方針決定過程への女性の参画の拡大を進めるうえで不可欠です。更に、社会経済の持続可能な発展や企業の活性化につながるものであります。

男女が共に協力し、責任を担って家庭を築いていくためには、育児・介護休業の取得を積極的に進め、男性が家事・育児にかかわることは特別なことではないという意識を男性のみならず女性も含む労働者、事業所、地域社会など、社会全体が認識することが重要となります。

＜施策の方向＞

充実した家庭生活を送るために、男女が子育てや介護にかかわる大切さについて意識啓発を行い、男性も積極的に家事・育児・介護にかかわることができるよう学習機会の充実を図ります。また、多様なニーズに対応した子育てサービス、介護サービスの充実を図ります。

①　家庭生活における男女共同参画の推進

②　子育て支援の充実

　③　介護支援の充実

＜施策の方向＞①　家庭生活における男女共同参画の推進

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| ＮＯ | 具体的施策 | 内　容 | 担当課 |
| 3311 | 男女が共に担う家事・育児・介護についての啓発・学習の推進 | 男女が共同して家庭責任を担うことの大切さについて、意識啓発、情報提供、学習の機会を提供します。 | まちづくり推進室人権教育推進室 |

＜施策の方向＞②　子育て支援の充実

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| ＮＯ | 具体的施策 | 内　容 | 担当課 |
| 3321 | 男女が共に担う子育てへの参画を促進する意識づくりと学習機会の提供 | 男女が共同して家庭生活を営めるよう、子育てに関する知識を習得する場を提供し、男性の子育てへの参加促進を図ります。 | 子育て支援室 |
| 3322 | 多様なニーズに対応した保育サービスの充実 | 保護者の就労時間や就労形態の多様化に対応するため、保育サービスの充実を図り、子育てと仕事の両立を支援します。一時預かり事業、延長保育、病児病後児保育、障害児保育などの特別保育の充実を図り、弾力的できめ細かな保育サービスを提供します。また、昼間家庭に保護者のいない児童の健全育成を図るための、放課後児童保育の充実を図ります。 | 子育て支援室社会福祉課生涯福祉課 |
| 3323 | 子育てに関する相談機能の充実 | 子育て中の親子の子育てに関する悩みなどについて、相談体制の充実を図ります。 | 子育て支援室学校教育課 |
| 3324 | ファミリーサポートセンター運営の推進 | 子育て家庭の負担軽減を図るためのファミリーサポートセンターの運営を推進します。 | 子育て支援室 |
| 3325 | 育児休業制度の周知啓発と促進 | 男女の育児休業の取得に向け、事業所へ制度の周知啓発や取得しやすい職場づくりとなるよう働きかけます。 | 産業振興課総務課 |

＜施策の方向＞③　介護支援の充実

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| ＮＯ | 具体的施策 | 内　容 | 担当課 |
| 3331 | 介護に関する相談体制の充実 | 関係機関との連携による相談体制の充実を図ります。 | 健康介護課 |
| 3332 | 多様なニーズに対応した介護サービスの充実 | 在宅介護支援サービスを充実させ、家族の負担の軽減を図ります。 | 健康介護課 |
| 3333 | 男性の介護への参加意識の啓発と介護能力の向上 | 介護は社会全体が分かちあうという認識のもと、介護の負担が女性に集中することがないように啓発していきます。また、各種教室・各種団体への参加を促進します。 | 健康介護課 |
| 3334 | 介護休業制度に関する情報提供 | 男女の介護休業の取得に向け、事業所へ制度の周知啓発や取得しやすい職場づくりとなるよう働きかけます。 | 産業振興課総務課 |

　基本課題（４）地域活動などにおける男女共同参画の推進

＜現状と課題＞

最も身近な暮らしの場である地域社会においては、高齢化や人間関係の希薄化が進んでおり、地域活動の低下が課題となっています。地域において、男女がいきいきと暮らすためには、地域住民が協力し合い、多様な生き方、考え方を互いに認め合わなければなりません。そのためには、性別や年齢に偏らずに地域活動に積極的に参画することが重要となります。

本市が実施したアンケート調査の結果では、地域活動における男女の役割分担につい

て、企画等の決定は男性が行い、団体の長には男性が就くという実態があります。地域の実質的な活動は女性が担っているにもかかわらず、主導的な役割は男性が担うという状況が多くみられることは、女性の意見が十分に反映しにくい状況にあると考えられます。

**【図表12】**

**地域活動（自治会、ボランティアなど）における男女の役割分担の実態**

女性

男性

①企画等の決定は男性が

行う

女性

男性

②準備や片付けは女性が

行う

③団体の長には男性が

就く

女性

男性

合計(N=1751)

女性(N=918)

男性(N=736)

女性

男性

④女性の発言が少ない

女性

男性

⑤男性の参加が少ない

資料：相生市「男女共同参画に関する市民意識調査」（平成24年度）

一方、地域活動における男女の役割分担のあなたの考えとしては、どの項目においても改善すべきと答えている割合が女性に比べ男性のほうが高いことは、男性は方法やきっかけにより変わるということでもあります。男性を中心とした社会運営の見直しを行い、女性自らが意思決定の場に参画する意欲とその能力を発揮するための行動を起こし、社会のあらゆる分野で男女の意見が平等に反映されることは、さまざまな課題を抱える地域社会にとって有益となります。

　また、地域における、性犯罪、ストーカー行為などについては、見守り活動などの強化により関係機関と連携を図りながら、安全で安心に暮らせる環境づくりの推進が必要となります。

あらゆる分野での国際化が進展するなかで、男女共同参画の推進においても、国際的な視点に立った取り組みを行っていく必要があります。在住外国人が地域の一員として暮らしやすい環境づくりを推進するためにも日本語学習や生活情報の提供といった支援も含め、国際理解教育と国際交流に貢献する地域づくりを進めていくことが重要となります。

**【図表13】**

**地域活動（自治会、ボランティアなど）における男女の役割分担のあなたの考え**

女性

男性

①企画等の決定は男性が

行う

②準備や片付けは女性が

行う

女性

男性

女性

男性

③団体の長には男性が

就く

女性

男性

④女性の発言が少ない

合計(N=1751)

女性(N=918)

男性(N=736)

⑤男性の参加が少ない

女性

男性

資料：相生市「男女共同参画に関する市民意識調査」（平成24年度）

＜施策の方向＞

地域活動・社会活動において男女が共に参加しやすい環境づくりに向けた意識啓発や参加促進に努めます。また、国際理解を深めるための教育や情報提供を行います。

①　地域活動における男女共同参画の推進

②　社会活動における男女共同参画の推進

　③　国際理解教育・交流の推進

＜施策の方向＞①　地域活動における男女共同参画の推進

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| ＮＯ | 具体的施策 | 内　容 | 担当課 |
| 3411 | 自治会などへの女性役員の選出に向けた取り組み | 自治会などにおける女性役員の登用が拡大できるよう、地域団体へ働きかけます。 | まちづくり推進室 |
| 3412 | 地域活動における男性の参画促進 | さまざまな地域活動への男性の積極的な参加を推進します。 | まちづくり推進室 |

＜施策の方向＞②　社会活動における男女共同参画の推進

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| ＮＯ | 具体的施策 | 内　容 | 担当課 |
| 3421 | 各種任意団体のまちづくり活動への支援 | 各種任意団体が行う、自主的なまちづくり活動に対し支援事業を実施します。 | まちづくり推進室 |
| 3422 | ＮＰＯ、ボランティア団体などへの支援 | 非営利で公益的な市民活動を行うNPO法人やボランティア団体の活動を支援します。 | まちづくり推進室 |

＜施策の方向＞③　国際理解教育・交流の推進

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| ＮＯ | 具体的施策 | 内　容 | 担当課 |
| 3431 | 国際理解の推進 | 言葉、文化、習慣などの違いを抱えながら生活している在住外国人に、学習機会や情報を提供します。また、異文化に関する市民の理解を深めるため、活動を支援し、地域交流を行います。 | 企画広報課 |
| 3432 | 国際理解教育の推進 | 小学校英語活動を通して、国際社会に関心を持てるよう推進します。 | 学校教育課生涯学習課 |

基本課題（５）防災・防犯における男女共同参画の促進

＜現状と課題＞

　高齢化や単身世帯の増加などにより、地域コミュニティの機能が低下しており、特に防災・防犯などの活動における女性の積極的な参画が求められています。

防災分野においては、平時から市民の防災意識の高揚を図り、地域、家庭、職場などで積極的な取り組みを行うことが重要となります。特に、災害に関する各種対応マニュアルには、災害時要援護者への支援策や災害に起因する犯罪抑止などきめ細かな対応が求められます。

災害時には、増大した家庭的責任や負担が女性に集中すること、女性、子育て家庭のニーズが避難所運営などに反映されないことなどが指摘されています。男女のニーズの違いや女性への配慮など男女共同参画の視点に立った対策を行うことも必要となっています。

また、防災・防犯の取り組みを進めるにあたっては、日頃から女性が地域団体やまちづくりに参画していくことや、防災や危機管理に関する知識・技術を身につけ、地域や企業などにおける防災リーダーを養成していくことも必要な時期にきています。

　一方、性犯罪、ストーカー行為など、女性に対する暴力は多様化してきている状況にあり、関係機関と連携を図りながら、安全で安心に暮らせる環境づくりの推進が必要となっています。

＜施策の方向＞

防災分野における女性の積極的な参画の促進やリーダーとなる人材の育成を行います。また、防犯グループへの活動支援を行います。

①　防災における女性の参画促進

②　防犯における取り組みの充実

＜施策の方向＞①　防災における女性の参画促進

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| ＮＯ | 具体的施策 | 内　容 | 担当課 |
| 3511 | 防災分野の活動における女性の積極的な参画 | 自主防災組織などにおいて、女性が積極的に参画することを促進します。また、防災計画、各種対応マニュアル、防災訓練、避難場所、災害ボランティア活動の場などにおいて、男女共同参画の視点が反映されるよう配慮します。 | 総務課 |
| 3512 | 防災活動における女性の人材育成 | 地域における防災活動において、リーダーとなる女性人材の育成を図ります。 | 総務課 |
| 3513 | 防災・災害復興における男女共同参画 | 被災地への女性職員の配置や、性別による視点の違いが反映できるよう、防災・災害復興に関する方針決定の場への女性の参画など、男女共同参画の視点を持った防災施策を推進します。 | 総務課 |

＜施策の方向＞②　防犯における取り組みの充実

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| ＮＯ | 具体的施策 | 内　容 | 担当課 |
| 3521 | 防犯グループなどへの参画促進と活動支援 | 地域の安全を守るまちづくり防犯グループなどへの参画促進を図り、活動支援を行います。 | 学校教育課まちづくり推進室 |
| 3522 | 地域における青少年健全育成活動の推進 | 地域ぐるみで子どもを守り育てるという認識に立ち、関係機関との連携を図り、青少年育成にかかわる市民活動の積極的な推進に努めます。 | 学校教育課 |
| 3523 | 性犯罪、ストーカー行為などの対策の推進 | 女性の人権を理解し、犯罪を防止するため、地域の人による防犯パトロールや警察官によるパトロールなど関係機関との連携を強化します。 | まちづくり推進室学校教育課 |

基本目標４　すべての人が安心してすごせる社会づくり

基本課題（１）高齢者の地域自立支援

＜現状と課題＞

　本市の人口は、過去5年間で約1,300人減少し、高齢化率（総人口に占める65歳以上の割合）は29.3％で、前期高齢化率（総人口に占める65～74歳の割合）は14.9％、後期高齢化率（総人口に占める75歳以上の割合）は14.4％となっています。また、男女別の人口比率※では、65歳以上は男性25.3％に対し、女性33.1％で、女性のほうが男性より大きく上回っており、高齢者が直面する諸問題は女性にとってひときわ重大となります。

**【図表14】　相生市の高齢化率**

（％）

　　　　　　　　　　　　資料：相生市「住民基本台帳」（各年3月31日）

* 8ページ、「図表４　年齢別人口比率の推移」参照。

本市が実施したアンケート調査の結果では、将来、介護してもらいたい人は、男性は配偶者が最も多く41.8％で、女性は19.4％となっています。この傾向は、兵庫県の調査結果でも男性は配偶者52.9％と高く、介護の負担が将来も女性に著しく偏っていることがわかります。このことが、女性の社会的活動への参加を阻んでいる要因となることが懸念されます。

**【図表15】　高齢になった時の身の周りの世話**

女性(N=918)

男性(N=736)

（％）

資料：相生市「男女共同参画に関する市民意識調査」（平成24年度）

健康で安心して暮らせる社会の実現には、男女の生活実態、意識、身体機能などの違いに配慮したきめ細かな自立支援施策などの展開が必要です。

さらに、若い時期からの働き方や家族の持ち方など世代の横断的な視点が必要となります。このため、男女共同参画の視点に立ち、高齢者の就業促進、社会参画に対する支援や性差に配慮した医療・介護予防への取り組み、介護基盤の構築など安心してすごせる社会づくりが求められています。

＜施策の方向＞

高齢者への就労情報の提供や就労機会の充実を図ります。また、地域で支えあう介護支援の充実を図ります。

①　高齢者の自立に向けた支援

②　介護支援体制の充実

＜施策の方向＞①　高齢者の自立に向けた支援

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| ＮＯ | 具体的施策 | 内　容 | 担当課 |
| 4111 | 高齢者の就業機会の充実 | 高齢者が豊富な知識や優れた技能を発揮し、それぞれの能力を十分に活用できるよう、シルバー人材センターを中心に、高齢者の就労情報の提供や就労機会の充実を図ります。 | 産業振興課 |
| 4112 | 地域で支えあう介護支援の充実 | 高齢者の見守り体制の構築と、自治会、民生委員、介護支援専門員及び地域包括支援センターなどの関係機関のネットワークづくりを推進します。 | 健康介護課まちづくり推進室社会福祉課 |
| 4113 | 介護予防を図る施策の充実 | 高齢者の健康づくりと寝たきり予防、閉じこもり予防を積極的に推進するため、自立支援を目的とする教室の開催などを実施します。 | 健康介護課 |

＜施策の方向＞②　介護支援体制の充実

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| ＮＯ | 具体的施策 | 内　容 | 担当課 |
| 4121 | 介護保険制度の円滑な実施及び情報提供・利用啓発 | 介護保険に関するさまざまな情報提供や利用を啓発します。 | 健康介護課 |
| 4122 | 情報提供・相談体制の充実 | 介護サービス利用などに関する相談などについて、地域包括支援センターなど関係機関との連携により、相談体制の充実を図ります。 | 健康介護課 |

基本課題（２）社会的な支援を必要とする男女への自立支援の推進

＜現状と課題＞

女性は、妊娠、出産、育児などの契機に就業の中断を生じやすいことから、経済的な自立が男性より難しく、生活困難に陥りやすい場合があります。国の調査での相対的貧困率②については、ほとんどの年齢層において男性に比べて女性の方が高く、特に高齢単身女性世帯や母子世帯などひとり親世帯で高くなっています。このように、生活困難の背景には、性別からくる役割分担意識とそれに伴う就業構造などが関係していることをふまえて、生活安定と自立に向けた支援の充実が求められます。

　近年、離婚の増加などにより、ひとり親家庭が増えており、母子家庭の経済的不安、父子家庭の子育て・家事の不安が顕在化しています。家族形態が多様化するなか、自らの意思で多様な生き方が選択できるような力をつけるとともに、女性の就業継続や再就職の支援、教育費の負担軽減を行うなど、個人のさまざまな生き方に沿ったサービスの提供を図ることが必要となります。

**【図表16】　ひとり親世帯割合の推移**

(％)

資料：国勢調査

**【図表17】　ひとり親世帯数の推移**（世帯）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 　 | 平成2年 | 平成7年 | 平成12年 | 平成17年 | 平成22年 |
| 母子世帯 | 130 | 125 | 112 | 172 | 178 |
| 父子世帯 | 42 | 27 | 21 | 23 | 23 |

　　　　　　　　　　資料：国勢調査

②　所得格差を表す指標で、国民一人ひとりの所得を順番に並べ、中央の値の半分より低い人の割合。

障害のある人についても、豊かで充実した生活を送るためには、住み慣れた地域の中で自立した生活を営み、積極的に社会参加できるよう支援していくことが必要です。それに加え、女性であることで困難な状況に置かれている場合も少なくないことに配慮するなど、安心して暮らすための福祉施策、地域でのネットワークを男女共同参画の視点に立って総合的に展開することが必要です。

　また、児童、高齢者、障害者に対する虐待については、地域、行政が一体となって虐待の早期発見、早期対応、再発防止などの取り組みを推進していくことが求められます。

＜施策の方向＞

困難を抱える人が性別にかかわらず自らの意思で主体的に安心して暮らせるように、男女共同参画の視点に留意して、自立に向けた支援や福祉サービスなどに関する情報提供を行います。また、児童、高齢者、障害者についても、虐待防止に向けた取り組みを推進します。

①　低所得者の生活安定と自立支援の促進

②　ひとり親家庭に対する支援

　③　障害児(者)やその家族への支援

　④　児童、高齢者、障害者に対する虐待防止対策の推進

＜施策の方向＞①　低所得者の生活安定と自立支援の促進

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| ＮＯ | 具体的施策 | 内　容 | 担当課 |
| 4211 | 生活安定に向けた自立支援の促進 | 自立に向けた支援のための各種制度、福祉サービスなどに関する情報提供を行います。 | 社会福祉課 |

＜施策の方向＞②　ひとり親家庭に対する支援

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| ＮＯ | 具体的施策 | 内　容 | 担当課 |
| 4221 | 相談の充実 | ひとり親家庭が抱える問題解決のために、母子自立支援員・家庭児童相談員による相談体制を充実します。 | 子育て支援室 |
| 4222 | ひとり親家庭の生活に対する支援体制の充実 | 自立に向けた就労など経済的支援を行います。 | 子育て支援室 |

＜施策の方向＞③　障害児(者)やその家族への支援

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| ＮＯ | 具体的施策 | 内　容 | 担当課 |
| 4231 | 障害のある人の生活支援の充実 | 日常生活の自立支援を行うため、介助や家事援助など在宅福祉サービスを充実します。 | 社会福祉課 |
| 4232 | 地域での交流支援と活動の場の確保 | 積極的に地域社会へ参画できるよう交流事業、外出支援、活動の機会の提供などの支援を行います。 | 社会福祉課 |
| 4233 | 障害のある人の就労の支援 | 就労を支援するため、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター、企業などとの連携強化を図ります。 | 社会福祉課 |
| 4234 | 障害のある人やその家族に対する相談支援 | さまざまな問題について、気軽に相談できる相談支援事業を実施します。 | 社会福祉課 |

＜施策の方向＞④　児童、高齢者、障害者に対する虐待防止対策の推進

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| ＮＯ | 具体的施策 | 内　容 | 担当課 |
| 4241 | 子育て支援サービスの充実 | 育児支援家庭訪問事業、こんにちは赤ちゃん事業を行います。 | 子育て支援室 |
| 4242 | 児童虐待の防止対策の推進 | 児童虐待防止対策を推進するため、関係機関との連携を図ります。 | 子育て支援室 |
| 4243 | 高齢者虐待の防止対策の推進 | 高齢者虐待防止対策を推進するため、関係機関との連携を図ります。 | 健康介護課 |
| 4244 | 高齢者虐待の早期発見に向けた対策の推進 | 地域包括支援センターと連携し、高齢者を地域で支援する体制を強化します。 | 健康介護課 |
| 4245 | 認知症高齢者対策の体制整備 | 高齢者の見守り体制の構築とともに、認知症サポーターの育成をはじめ、成年後見制度などの周知啓発と利用促進に努めます。 | 健康介護課 |
| 4246 | 障害者虐待の防止対策の推進 | 障害者虐待防止対策を推進するため、関係機関との連携を図ります。 | 社会福祉課 |

基本課題（３）生涯にわたる心と体の健康づくり

＜現状と課題＞

　男女共同参画社会を実現するためには、男女の対等な関係のもと、互いの性を十分に理解したうえで、自分を大切にするとともに、相手に対する思いやりをもち、生涯にわたる健康の保持・増進に努めることが不可欠です。

　特に女性は、思春期、妊娠・出産期、更年期、高齢期など、男性とは異なる健康上の問題に直面します。女性が身体的、精神的、社会的に良好な状態であるために、女性自身が自分の体と健康に関する諸問題について主体的に考え、選択し、判断することが大切となります。

また、リプロダクティブ・ヘルス／ライツの視点に立ち、「女性の性は人権」という認識を持ち、情報提供や健康づくり支援を充実していく必要があります。

長寿社会をいつまでも健やかに、安心して生きるためには、病気の予防が大切です。

特に受診率の低い子宮がん・乳がん検診の受診率向上などに取り組むとともに、更年期・高齢期における健康管理は、要介護の予防のためにも早期の健康診査が不可欠です。

　また、心の健康づくりとしては、特に男性の自殺防止のための心の健康に向けた支援も必要となります。

＜施策の方向＞

多様化・複雑化する社会環境下での生活は、心と体の健康保持にさまざまな影響を及ぼしています。女性には、妊娠や出産という身体的機能があり、生涯にわたる心と体の健康について男女が異なる問題を抱えていることに配慮しながら健康支援を行うとともに、男女それぞれが主体的に考えることができるよう、健康に関する知識や認識の普及を図ります。

①　生涯にわたる健康の保持増進

②　母子保健医療の充実

③　心の健康づくりの支援

＜施策の方向＞①　生涯にわたる健康の保持増進

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| ＮＯ | 具体的施策 | 内　容 | 担当課 |
| 4311 | 学校教育における性教育の実施 | 児童生徒が発達段階に応じ、性に関する正しい知識を身につけ、生命の大切さを理解するため、学校における性に関する指導の充実に努めます。 | 学校教育課 |
| 4312 | 心と体の健康保持のための教育の推進 | 薬物乱用防止教育などを計画的に進めます。 | 学校教育課 |
| 4313 | 子宮がん検診・乳がん検診の実施 | 子宮がんや乳がんを早期に発見し、早期治療につなげるために、各がん検診を実施します。また、がん検診の重要性などの意識啓発に努め、市民の健康管理意識の向上と健康の保持増進を図ります。 | 健康介護課市民病院 |
| 4314 | 女性の健康を守るための支援体制の充実 | 出生期から高齢期までのライフステージに応じて、健康診査や保健指導をはじめ、相談体制の充実に努めます。 | 健康介護課市民病院 |
| 4315 | 性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）に関する意識の普及・啓発 | 女性が自らの体と健康について責任を持って自己決定を行う権利があるという考え方の普及・啓発を行います。 | 健康介護課学校教育課 |

＜施策の方向＞②　母子保健医療の充実

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| ＮＯ | 具体的施策 | 内　容 | 担当課 |
| 4321 | 妊婦健康診査費助成事業 | 妊婦健康診査費を助成して、妊婦が安全に安心して出産できるよう支援します。 | 健康介護課 |
| 4322 | 妊産婦の健康相談及び訪問指導の実施 | 妊産婦の健康を守るために必要な日常生活のアドバイスや不安や悩みなどの相談を、保健師などが面談及び訪問で実施します。 | 健康介護課子育て支援室 |

＜施策の方向＞③　心の健康づくりの支援

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| ＮＯ | 具体的施策 | 内　容 | 担当課 |
| 4331 | 心の健康づくりに関する啓発・相談の推進 | こころのケア相談、うつ予防講演会及び自殺予防講座などを実施します。 | 社会福祉課健康介護課 |

基本目標５　推進体制の整備・強化

基本課題（１）施策の推進体制・進行管理の充実

＜現状と課題＞

　本計画の推進のためには、各分野で定めたさまざまな取組みを確実に実施していくことが重要です。行政だけでなく、市民、団体、事業所や関係機関などと連携し、施策の推進体制の整備や進行管理の充実に取り組まなければなりません。

　また、男女共同参画に関するさまざまな課題に幅広く対応するため、国・県・関係機関などとの連携を図る必要があります。

**＜推　進　体　制＞**

●庁内の推進体制

「相生市男女共同参画推進会議」を中心に、本計画の総合的な推進と施策の進捗状況を把握し、計画の進行管理および評価・見直しを行います。

●市民の参画

学識経験者や関係団体などの代表、公募市民から構成される「相生市男女共同参画プラン推進委員会（仮称）」を設置し、本計画の推進に関し必要な事項について審議するとともに、計画の進捗状況の評価、施策などの改善に係る提言などを行います。

庁内の推進体制

市民の参画

相生市男女共同参画プラン

推進委員会（仮称）

取り組み状況の報告

□ 相生市男女共同参画推進会議

（市長以下部長級）

□ 相生市男女共同参画推進会議幹事会

評価・意見

（課長級以下係長級）

**＜計画の進行管理＞**

施策の実施状況などを毎年取りまとめ、ＰＤＣＡサイクルにより進行管理を行います。

Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Action（改善）を繰り返し行い、施策の進捗状況を把握し、継続的に事業内容を改善していきます。

Plan（計画）

・基本方針及び事業計画の策定

Do（実行）

・計画に基づく施策、事業の実施

Check（評価）

・施策、事業の実施状況の整理

Action（改善）

・事業内容の改善・見直し

**Ｐlan（計 画）**

**Ｄo（実 行）**

**Ａction（改 善）**

**Ｃheck（評 価）**

＜施策の方向＞

施策の推進体制・進行管理を充実し、着実に計画を推進するための体制を整備します。

①　施策の推進体制・進行管理の充実

＜施策の方向＞①　施策の推進体制・進行管理の充実

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| ＮＯ | 具体的施策 | 内　容 | 担当課 |
| 5111 | 庁内推進体制の整備及び推進会議の実施 | 庁内推進体制を整備し、推進会議を中心に計画の進行管理および評価・見直しを行います。 | まちづくり推進室 |
| 5112 | 市民の参画による推進体制の整備及び推進委員会機能の充実 | 市民参画による推進体制を整備し、推進委員会を開催し、計画の進捗状況の評価、施策などの改善に係る提言などを行います。 | まちづくり推進室 |
| 5113 | 実施計画の進行管理の充実 | プランの実施計画の進行管理や評価を毎年行い、施策を推進します。 | 関係各課 |
| 5114 | 国・県・関係機関などとの連携 | 計画の推進のため、国・県・関係機関などとの連携を図り、協力体制を充実させます。 | 関係各課 |
| 5115 | 男女共同参画を推進する拠点施設の充実・強化 | 男女共同参画に関する学習、情報提供、相談業務など男女共同参画社会の実現に向け、市民の活動拠点の充実を図ります。 | まちづくり推進室 |
| 5116 | 市民団体との連携強化 | 市民と協働による男女共同参画施策を推進し、連携・支援を行います。 | 関係各課 |

基本課題（２）庁内の男女共同参画の推進

＜現状と課題＞

　男女共同参画社会の形成のためには、施策を総合的に展開するとともに、あらゆる施策に男女共同参画の視点を反映しなければ実現しません。しかし、現状では、実施計画の進行管理をはじめ、職員一人ひとりに男女共同参画意識の改革が十分行えたとは言いがたい状況です。すべての職員が男女共同参画について理解を深めるとともに、男女共同参画の視点であらゆる分野の施策の立案、実施に取り組むことができるよう研修機会や情報提供を継続的に行うことが求められます。

　また、市が男女共同参画推進のモデルとなるよう、職員が働きやすい職場づくりに取り組む必要があります。

＜施策の方向＞

　庁内の男女共同参画推進に向けた機運の醸成に努め、市のあらゆる施策に男女共同参画の視点を反映していきます。

　また、職員一人ひとりが率先して男女共同参画を実践し、市民のニーズに応えられる行政サービスを進めます。

①　庁内の男女共同参画の推進

＜施策の方向＞①　庁内の男女共同参画の推進

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| ＮＯ | 具体的施策 | 内　容 | 担当課 |
| 5211 | 庁内向け意識啓発の充実 | さまざまな情報を提供し、男女共同参画に関する意識高揚に向けた啓発を行います。 | 関係各課 |
| 5212 | 職員研修などの実施 | 施策推進の立場にある職員の男女共同参画への正しい理解を深めるため、研修や男女共同参画セミナーへの参加を推進します。 | 総務課まちづくり推進室 |
| 5213 | 審議会などへの女性委員の積極的な登用（3111再掲） | 審議会などで女性の意見が反映されるよう女性委員の積極的な登用を推進するとともに、女性委員がいない審議会などの解消に努めます。また、委員の選出規定、選出区分及び選出方法など積極的な登用が図れるよう検討します。 | 関係各課 |
| 5214 | 庁内における女性職員の管理職登用などの拡大　（3112再掲） | 市政にかかわる政策・方針決定過程において、女性の意見が反映されるよう女性管理職の登用、性別にこだわらない人員配置及び採用を行います。 | 総務課 |

**第４章**

**相生市配偶者等暴力(ＤＶ)対策基本計画**

**１　計画策定の趣旨**

配偶者等からの暴力（ＤＶ）は、生命や身体ばかりかその精神に危害を与える犯罪となる行為を含む重大な人権侵害です。ＤＶは、大半が家庭内で行われることや、ＤＶを暴力として認識せず、相手の行為を許してしまうことなどから、被害が潜在化しやすく、周囲が気づかないうちにエスカレートするなど被害が深刻化するという特性があります。

また、ＤＶの被害者の多くは女性であり、その背景には性別による固定的な役割分担意識や経済力の格差などがあるといわれています。女性に暴力を加えることは、個人の尊厳を傷つけ、男女平等と男女共同参画社会実現の妨げとなるとともに、その家庭に育つ子どもの心身にも影響を与え、子どもの成長と人格形成にも深刻な影響を与える児童虐待となる行為です。

さらに、ＤＶは配偶者間だけに限らず、結婚していない恋人同士間の「デートＤＶ」③も最近では増えつつあります。

　平成13（2001）年にＤＶ防止法が制定され、平成16（2004）年の改正を経て、平成19（2007）年7月に改正（平成20（2008）年1月施行）された改正法により、市町村は、配偶者暴力相談支援センター④の機能を果たすこと及び基本計画の策定に努めることとなりました。

そこで、本市においても、相生市配偶者等暴力（ＤＶ）対策基本計画を策定し、被害者支援の一連の対応における関係各課・関係機関の役割を明確にするとともに、各施策を推進することにより、ＤＶ被害早期発見とＤＶ被害者の支援を行います。

③　若年層で問題になっている恋人関係にある人からの暴力。身体的暴力、性的暴力、経済的暴

力、精神的暴力などの他、「携帯電話をチェックする」「友達との付き合いを制限する」とい

った社会的暴力がある。

④　配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、相談、指導、緊急時の一時保護、自立支援、情報提供などを行う施設。

**２　計画の位置付け**

　「相生市配偶者等暴力（ＤＶ）対策基本計画」は、ＤＶ防止法第2条の3第3項に基づく計画とするとともに、第2次相生市男女共同参画プラン「基本目標2　配偶者等からのあらゆる暴力の根絶」を推進するための実施計画も含むものとします。

**３　計画の期間**

　平成25（2013）年度から平成34（2022）年度までの10年間とします。

ただし、社会情勢などの変化や国・県の動向に柔軟に対応するため、実施計画については、平成29年度の中間年において内容などの見直しを行います（平成25年度～平成29年度＝前期実施計画、平成30年度～平成34年度＝後期実施計画）。

**４　ＤＶの定義**

　ＤＶは「パワーとコントロール（力と支配）」の関係であると言われています。優位な立場の人が、自分の力（権力）を利用し、弱い立場の人を支配することであり、その力には肉体的な力だけではなく、社会的な立場や経済力、性差に基づく不平等な取り扱いなど、あらゆる力が含まれています。

　また、ＤＶにはサイクルがあるとも言われており、加害者が常に被害者に対して暴力を振るっているわけではない場合は、そのことが被害者や周囲の受け止め方を複雑にしている一面があります。サイクルには、緊張が高まり暴力となって爆発する「暴力爆発期」、暴力を振った後は後悔し、しばらくの間平穏になる「ハネムーン期」、暴力のエネルギーが高まる「緊張形成期」という3つがあると言われています。

　ＤＶには、身体的暴力に限らず、精神的暴力、性的暴力、経済的暴力、社会的暴力といった以下のようなさまざまな暴力が含まれます。

* **身体的暴力**

　殴る、蹴る、引きずりまわす、突き飛ばす、首をしめるなど

　（直接何らかの有形力を行使し、被害者に強い恐怖感をいだかせる行為）

* **精神的暴力**

　無視する、大切にしているものを壊す、大声でどなる、おどす、ののしるなど

　（言動などにより被害者の自尊心を傷つけ、無力な存在であることを信じさせ、被害

者を支配しようとする行為）

* **性的暴力**

無理やりポルノなどを見せる、避妊に協力しない、性的な行為を強要するなど

（被害者の性と生殖に対する侵害、無関心、責任を放棄する行為）

* **経済的暴力**

生活費を渡さない、「誰のお陰で生活ができると思っているのか」と言う、お金を取り上げる、貯金を勝手におろす、仕事をさせないなど

　　（被害者の経済的自由を奪う行為）

* **社会的暴力**

交友関係などを細かく監視する、実家との付き合いを制限する、外出させないなど

(社会に参加しようとする被害者に対して、社会との関係を断絶させようとする行為)

　なお、「児童虐待の防止等に関する法律」では、家庭でのＤＶ（身体的暴力及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動）は児童虐待にあたると定められています。

**「配偶者等からの暴力」の定義について**

ＤＶ防止法では、「配偶者からの暴力」を「配偶者からの身体に対する暴力又はこれ

に準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動」とし、また、配偶者には元配偶者、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。とされています。

　本計画で掲げるＤＶ防止法の根拠を必要としない施策に関しては、「配偶者等からの暴力」を対象とし、ＤＶ防止法で定義される配偶者だけでなく、恋人など親しい関係にある（又はあった）者も含むものとします。

さらに、暴力の範囲については、身体的暴力、精神的暴力、性的暴力、経済的暴力、社会的暴力も含めて捉えています。

**５　計画策定の背景**

**（1）国の動き**

　平成13（2001）年4月に「ＤＶ防止法」が制定され、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護することが、国や地方公共団体の責務として位置付けられました。

平成16（2004）年12月の改正では、国による基本方針の策定及び都道府県による基本計画の策定が義務付けされ、更に、平成19（2007）年7月の改正（平成20（2008）年1月施行）では、市町村も国の方針に即し、都道府県の基本計画を勘案した市町村基本計画の策定に努めることとされています。国は、都道府県に対しては、被害者支援の中核としての役割を果たすことを期待する一方、市町村に対しては、被害者に最も身近な行政主体として、相談窓口の設置、支援に対する情報提供、自立に向けた継続的な支援の実施などの基本的な役割について、積極的に取り組むことを期待しています。

**（2）県の動き**

　平成18（2006）4月に、被害者の安全を確保するとともに、被害者が自らの意思で生活基盤を回復するよう支援することを基本とした「兵庫県ＤＶ計画」を策定し、平成20（2008）年1月のＤＶ防止法改正と国の基本方針の改定をふまえ、平成21（2009）4月に「兵庫県ＤＶ計画」を改定しています。

　また、県と市町の役割を明確化するため、被害者の支援における中核としての役割、一時保護の適切な実施、市町への支援、広域的な施策の実施を主な改定点としています。

**（3）相生市の現状と課題**

本市が実施したアンケート調査の結果では、【図表19】からＤＶの経験が何度もあった人と一、二度あった人を合わせると、暴言や無視が最も多く17.2％、次いで身体に対する暴行が13.8％で、どちらも女性が受けた割合のほうが高くなっています。また、【図表21】から、ＤＶを受けた人のうち33.9％の人は、どこにも誰にも相談しておらず、一方相談した人は、公的機関よりも家族や友人といった身の周りの人に相談しています。相談しなかった理由（【図表22】）から、ＤＶ防止に向けた啓発活動や学習機会の提供などとともに、相談体制の充実と相談窓口の周知に努めることが重要です。

また、交際中の若い人たちの間で起こる「デートＤＶ」の防止についても、中学校、高校などとの連携による正しい理解や認識に向けた教育・啓発が必要です。

今後の相談体制としては、被害者が自立し安心して生活を送るために、住居の確保、就労など生活基盤を整えるための情報提供や心理的なケアなど、状況に応じた支援も必要です。また、相談窓口の周知を図り、被害者の救済・支援体制においては、関係機関との連携を図るなど体制の強化が必要となります。

**【図表18】　相生市のＤＶ相談状況**

（件）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 平成19年度 | 平成20年度 | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 |
| 2 | 4 | 3 | 12 | 3 |

資料：相生市

**【図表19】　配偶者や恋人などからの暴力（ＤＶ）の経験**

（N=1428）

（N=738）

（N=619）

（N=1431）

（N=739）

（N=619）

（N=1422）

（N=732）

（N=618）

（N=1419）

（N=734）

（N=613）

（N=1419）

（N=735）

（N=613）

（N=1416）

（N=733）

（N=611）

①身体に対する暴行

女性

男性

女性

男性

②脅迫

女性

男性

③暴言や無視

女性

男性

④性的行為の強要

女性

男性

⑤経済的な暴力

女性

男性

⑥社会的な暴力

資料：相生市「男女共同参画に関する市民意識調査」（平成24年度）

（※全回答から「配偶者や恋人はいない」、「無回答」を除く)

**【図表20】　ＤＶの被害経験**

【図表19】の①～⑥の項目で、１つでも「何度もあった」、「一、二度あった」人を暴力を受けたことがあるとし、再分類の結果。

女性(N=822)

男性(N=679)

　　　　　　資料：相生市「男女共同参画に関する市民意識調査」（平成24年度）

**【図表21】　ＤＶの被害後の対応（複数回答）**

女性

男性

(％)

　　　　　　　資料：相生市「男女共同参画に関する市民意識調査」（平成24年度）

**【図表22】 相談しなかった理由（複数回答）**

女性

男性

(％)

資料：相生市「男女共同参画に関する市民意識調査」（平成24年度）

**６　計画の内容**

基本目標２　配偶者等からのあらゆる暴力の根絶

基本課題（１）ＤＶ防止に向けた教育・啓発の推進

＜現状と課題＞

ＤＶ防止法の施行後、ＤＶという言葉の認知は高まってきているものの、ＤＶは家庭内の問題だという考えがあるとともに、被害者の多くが女性であり、その背景には男女の固定的な性別役割分担意識や社会的、経済的な力の格差などの問題があると言われています。ＤＶとかかわりがないと思っていても、誰もがＤＶの被害者や加害者になる可能性を持っています。ＤＶ被害を受けながらＤＶに気付かない被害者や相談をためらう被害者が多く、被害が深刻化・潜在化しやすい傾向があります。

このような状況を改善するためには、一人ひとりが人権意識を高め、ＤＶに関する正しい知識を身につけ理解を深められるように、家庭、地域、学校などあらゆる場において防止に向けた教育・啓発を推進しなければなりません。

また、児童・生徒などの発達段階に応じて、人権尊重を基礎とした男女平等、男女共同参画に関する教育・啓発を行うとともに、若年層がデートＤＶなどの被害者・加害者にならないためにも、男女が互いに相手を尊重し対等な関係を築くことができるよう、学校、家庭などでの人権教育や啓発に取り組むことが必要となります。

＜施策の方向＞

一人ひとりが人権意識を高め、ＤＶについて理解を深められるように、家庭、地域、学校などへの教育・啓発を推進します。

　①　家庭や地域への啓発の推進

②　学校などにおける教育・啓発の推進

＜施策の方向＞①　家庭や地域への啓発の推進

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| ＮＯ | 具体的施策 | 内　容 | 担当課 |
| 2111 | 啓発・情報提供の推進 | 市広報紙や市ホームページなどあらゆる機会に、ＤＶやデートＤＶなどの認識を深め、暴力が人権侵害であることへの意識啓発などを行います。 | まちづくり推進室子育て支援室人権教育推進室 |
| 2112 | ＤＶ講座などの実施 | ＤＶについて理解を深めることができるよう啓発講座などの学習の機会を提供します。 | まちづくり推進室子育て支援室 |
| 2113 | 国の運動期間に連動した啓発の実施（11/12～11/25)  | 女性に対する暴力をなくす運動期間中に、市民に広く啓発します。 | まちづくり推進室 |

＜施策の方向＞②　学校などにおける教育・啓発の推進

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| ＮＯ | 具体的施策 | 内　容 | 担当課 |
| 2121 | 若年層におけるデートＤＶの防止啓発の充実 | 児童・生徒に対し、デートＤＶに関する理解を深めるため、学習の機会を設けます。また、啓発パンフレットなどを配付し、防止啓発を推進します。 | 学校教育課人権教育推進室 |
| 2122 | 保護者などへの情報提供 | 保護者などに対し、ＤＶ・デートＤＶについて学ぶ機会を設け、家庭内でも話しあうための情報提供を行います。 | 学校教育課人権教育推進室 |
| 2123 | 教職員の対応の徹底 | 被害者の子どもの急な転校などの対応や秘密保持など、学校生活において安心してすごせるよう、教職員の適切な対応を図ります。 | 学校教育課 |

基本課題（２）相談体制の整備

＜現状と課題＞

　本市が実施したアンケート調査の結果では、ＤＶを受けたことがある市民の約3割がどこにも誰にも相談しなかったと回答しており、また、相談したと答えた人の相談先は家族や友人が多く、公的機関などへの相談窓口の利用は少ないという現状があります。

　被害者の抱える問題や悩みは、男女の不平等から生じる問題も多くあり、複雑で多岐にわたるうえに、深刻な事例も多く、解決するためには相談業務が重要となります。そこで、市民に身近な公的機関として、被害者が迷わずに相談できるように、相談窓口の周知を図る必要があります。

本市への相談内容では、被害者の多くが孤立し、将来への不安をいだいていることがうかがい知れます。また、長い間の暴力により、被害者が自分が悪いと思い相談をためらうなど、相談に至らないケースも見受けられます。このようなことから被害者が安心して相談できる、被害者の立場に立った相談窓口の充実を図るとともに、適切な支援ができるように関係機関や関係各課との連携が求められています。

　また、被害者などの情報が加害者に知られることにより、被害者が危険にさらされることのないよう、被害者の情報管理については、関係機関・関係各課との連携を密にし、最新の注意を払う必要があります。

＜施策の方向＞

被害者が抱える問題や悩みに対応するために、各種相談窓口の市民への周知と相談体制の整備を行うとともに、被害者の情報管理を徹底する取り組みを行います。

①　相談窓口の整備

②　被害者の情報管理の徹底

＜施策の方向＞①　相談窓口の整備

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| ＮＯ | 具体的施策 | 内　容 | 担当課 |
| 2211 | ＤＶ相談窓口の周知 | ＤＶ被害者、市民、関係機関に対し、市広報紙や市ホームページなどで、相談窓口の周知を図ります。 | まちづくり推進室子育て支援室健康介護課 |
| 2212 | ＤＶ被害者への相談体制の整備 | ＤＶ被害者に対して、適切な対応ができるよう相談員を配置するなど相談体制を整備します。 | まちづくり推進室子育て支援室健康介護課 |

＜施策の方向＞②　被害者の情報管理の徹底

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| ＮＯ | 具体的施策 | 内　容 | 担当課 |
| 2221 | 関係機関・関係各課との迅速な連携 | 被害者の個人情報を保護し、関係機関・関係各課への迅速な情報提供を行います。また、他市との連絡調整においても個人情報の管理を徹底します。 | まちづくり推進室子育て支援室健康介護課市民課学校教育課 |

基本課題（３）自立に向けての支援の充実

＜現状と課題＞

被害者が、社会のなかで生活を営んでいくためには、就労支援など経済的自立に向けた支援や、住宅の確保など、総合的な社会支援が必要となります。そのため、相談窓口においては、被害者のおかれた立場を理解して、適切な情報を提供するとともに、関係各課や関係機関が相互に連携して自立支援に取り組む必要があります。多くの被害者自身が、重なる暴力によって自尊心が傷つけられている実情があることから、心理的ケアについての支援も求められています。

さらに、当事者間の暴力だけでなく、ＤＶ家庭で育つことで子どもが受ける精神的被害は児童虐待に当たると言われていることからも、深刻な影響を受けている子どもへの心のケアについても支援や情報提供が必要となります。

＜施策の方向＞

被害者の生活安定のための支援や、経済的自立に向けた支援など、関係各課や関係機関が相互に連携して支援を行います。

また、精神的に不安定な状態にある被害者や子どもへの心理的ケアの充実に努めます。

①　生活の安定に向けた支援

②　経済的自立に向けた支援

③　心理的ケアの充実

＜施策の方向＞①　生活の安定に向けた支援

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| ＮＯ | 具体的施策 | 内　容 | 担当課 |
| 2311 | 住宅の確保に向けた支援 | ＤＶ被害者の住まいの確保のため、プライバシーに配慮した公営住宅の優先入居の体制を整備します。 | 建設管理課 |
| 2312 | 各種制度の情報提供 | 制度の内容や手続きの方法をわかりやすく説明し、被害者の状況に応じた経済的支援を行います。 | 子育て支援室社会福祉課 |

＜施策の方向＞②　経済的自立に向けた支援

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| ＮＯ | 具体的施策 | 内　容 | 担当課 |
| 2321 | 就労に向けた支援 | 個々の状況に応じたきめ細かな就労支援を行います。 | まちづくり推進室子育て支援室 |
| 2322 | 子どもの保育への支援 | 被害者の就労にあたり、保育所の入所手続きなどについて説明を行います。 | 子育て支援室 |

＜施策の方向＞③　心理的ケアの充実

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| ＮＯ | 具体的施策 | 内　容 | 担当課 |
| 2331 | 被害者の心理的ケアの充実 | 家庭児童相談員、母子自立支援員、保健師などによるケアの充実を行います。 | 子育て支援室健康介護課まちづくり推進室 |
| 2332 | 子どもへの支援 | 校内の相談窓口の周知とスクールカウンセラーなどの相談体制の充実を図ります。 | 学校教育課 |

基本課題（４）関係機関との連携強化

＜現状と課題＞

　早期発見・相談から保護、自立支援まで、被害者への支援を円滑に実施していくためには、関連機関との連携強化が求められます。

市では、窓口で適切な対応ができるよう、「ＤＶ被害者対応マニュアル」を作成し、関係機関や関係各課との連携、情報の共有を図る必要があります。

また、被害者の専門的・広域的な相談・支援を円滑に行うために、警察や県の配偶者暴力支援センターとの連携強化をはじめとして、近隣市町や民間支援団体との連携も図る必要があります。

緊急に保護を求めてきた被害者などの生命の安全を守るためには、加害者から危害を加えられることがないように環境を速やかに確保しなければなりません。そのためには、警察などと連携し被害者などの安全確保を確認しながら、一時保護施設へ移送するなど被害者保護への対応の強化を図ることが必要となります。

＜施策の方向＞

被害者への支援を円滑に実施していくために、関係各課や関係機関が相互に連携して支援を行います。

①　関係機関・関係各課との連携強化

②　被害者の安全確保の徹底

＜施策の方向＞①　関係機関・関係各課との連携強化

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| ＮＯ | 具体的施策 | 内　容 | 担当課 |
| 2411 | ＤＶ被害者への対応マニュアルの作成 | 被害者の保護、自立支援など、関係機関・関係各課と連携してＤＶ被害者対応マニュアルを作成します。 | 関係各課 |
| 2412 | 関係機関との連携強化 | 警察、県、近隣市町、民間支援団体などと連携を強化し、支援体制を整備します。 | まちづくり推進室子育て支援室 |

＜施策の方向＞②　被害者の安全確保の徹底

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| ＮＯ | 具体的施策 | 内　容 | 担当課 |
| 2421 | 警察署との連携 | 緊急性の高い被害者の保護の場合は、警察署との連携した保護を行います。 | まちづくり推進室子育て支援室健康介護課 |
| 2422 | 一時保護施設などの入所支援 | 一時保護施設との迅速な連携・協力を行い、被害者の安全の確保を図ります。 | まちづくり推進室子育て支援室健康介護課 |

**第５章　数値目標**

相生市男女共同参画プランを着実に推進するため、数値目標を定めます。

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| NO | 基本目標 | 項　目 | 現状値(平成24年) | 平成29年度達成目標値 | 担当課 |
| 1 | 1 | 相生市は人権が尊重されている市であると思う人の割合 | 41.8% | 53% | 人権教育推進室 |
| 2 | 1 | 「男は仕事、女は家庭」という固定的な役割分担に同感しない市民の割合 | 42.7% | 55% | まちづくり推進室 |
| 3 | 1 | 地域活動での男女の地位において、平等と感じる市民の割合 | 49.1% | 55% | まちづくり推進室 |
| 4 | 2 | ＤＶを受けた時、警察や公的機関及び民間の相談機関に相談した割合 | 11.9%　　 | 30% | まちづくり推進室 |
| 5 | 2 | 中学校のデートＤＶ防止啓発授業の実施校数 | 0校 | 全校 | 学校教育課 |
| 6 | 3・5 | 審議会などの女性委員の登用率 | 23% | 30% | 関係各課 |
| 7 | 3 | 女性委員のいない審議会の数 | 11 | 0 | 関係各課 |
| 8 | 3・5 | 女性管理職の割合（市職員全体） | 8.9% | 10% | 総務課 |
| 9 | 3・5 | 女性管理職の割合（一般行政・事務職のみ） | 7.5% | 10% | 総務課 |
| 10 | 3 | 小中学校の女性管理職の割合 | 10% | 20% | 学校教育課 |
| 11 | 3 | 男性職員の育児休業取得率（市職員） | 0% | 7.5% | 総務課 |
| 12 | 3 | 介護休業の取得において、夫も妻も同程度に取るのがよいと思う市民の割合 | 60.1% | 75% | 関係各課 |
| 13 | 4 | 乳がん検診受診率 | 14.1% | 50% | 健康介護課 |
| 14 | 4 | 子宮がん検診受診率 | 18.6% | 50% | 健康介護課 |